

- ▶ 西目屋村では、「木を育て、村を守る」をテーマとした「持続可能な森づくり」を進めております。
- ▶ 森林経営管理制度の実施マニュアル及び森林整備の具体的な方針、更に森林の価値と森林環境税の理解（プレイヤーと楽しむ場づくり・スポンサーとファン集め）を促す「西目屋村目標林型実行プラン」をベースに、当村独自のあっせん方式による事務の簡素化と森林整備を承諾する山主の増加、更に村内生産の木材利用も増え、川上から川下まで繋がったことで、地域経済の循環が実現しました。

## □ 事業内容

### 1 木質バイオマスエネルギー活用（木材利用）

【利用額】3,682千円（うち譲与税：2,305千円）

【利用量】年間：294m<sup>3</sup>（うち譲与税分：184m<sup>3</sup>）

### 2 森林整備事業補助金（森林整備）

【事業費】間伐事業：3,186千円 作業道整備：166千円（全額譲与税）

【実績】間伐面積：15.16ha 作業道整備：1,079m

## □ 取組の背景

### 森林整備の加速について（森林整備事業補助金の実施）

森林整備は、山主負担が約3割あることから進まない要因の一つと知り、負担軽減を図るため、山主負担分の3分の2を村が補助し、山主負担を約1割に抑え、間伐で搬出された丸太を販売することで、販売収益と山主負担分を相殺し、山主負担は実質無料になる仕組みを説明したところ、多くの賛同が得られた。



※ 搬出作業の様子



※ 集材作業の様子

## □ 工夫・留意した点

森林整備を促進させるため、山主への還元と森林経営管理制度の業務の簡素化を熟慮したところ「あっせん方式」を一つの方法として付け加えた。

あっせん方式とは、「村へ森林管理を任せたいが、先祖が植えた木の利益は欲しい。」という山主が多いので、村が選定した優良森林エリアの山主と弘前地方森林組合の仲介役になり、直接話合いができる場（座談会）を設け、森林整備の進め方からキャッシュフローを話合って、賛同した山主と施業する組合が直接、森林経営委託契約書の締結をして、森林整備の着手に繋げる方法である。

このことにより、経営管理権集積計画の作成業務から公告業務、更に林業経営者へのあっせん業務などが、省略されることから事務の簡素化も図られた。

## □ 取組の効果

森林経営計画期間内の間伐面積：104.62ha

令和7年度 実施面積：15.16ha 搬出量：1,612m<sup>3</sup>

## □ 基礎データ

①令和7年度譲与額	6,075千円
②私有林人工林面積（※1）	594ha
③林野率（※1）	91.1%
④人口（※2）	1,265人
⑤林業就業者数（※2）	9人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より